

令和元年度  
津山市農業委員会  
(8月定例会議事録)

令和元年8月9日(金)14時00分～  
津山市役所 2F 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(17名)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎  | 2. 太田 裕恭  | 4. 井家上 淑子 | 5. 小串 典介  |
| 6. 竹内 隆一  | 7. 尾島 宏明  | 8. 小島 仁太郎 | 9. 岡田 成子  |
| 10. 松尾 治  | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 | 13. 仁木 紹祐 |
| 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 | 18. 大山 正志 |
| 19. 大塚 毅  |           |           |           |

欠席委員(2名)

- |          |           |
|----------|-----------|
| 3. 池田 幸正 | 17. 筒塩 清美 |
|----------|-----------|

事務局(9名)

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 藤原 次長 | 高橋 主査 | 杉井 主事 |
| 都井 主事 | 三宅 主査 | 小椋 主任 | 大澤 主査 |
| 阿部 主査 |       |       |       |

## 議 事

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第33号 非農地証明願承認について

議案第34号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第35号 農用地利用集積計画の承認について

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第10号 農地改良届出書の受理について

その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

それでは只今から、令和元年度8月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員19名中、17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、3番池田委員、17番筒塩委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。

日笠 会 長

はい。皆さんご苦労様でございます。

暑い日が続いておりますが、体には十分気を付けて作業をされて下さい。

それでは、まず運営委員会の報告をお願いします。

山下 委 員 長

はい、先ほど開催されました第5回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日笠 会 長

はい、ありがとうございました。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。7番尾島委員さんと、8番小島委員さん、よろしく申し上げます。それでは議事に入ります。

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明をお願いします。

事務局 (津山)

それでは、議案第30号の説明をいたします。今回、津山地区から5件、勝北地区から2件、久米地区から3件合計10件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、川崎の88歳女性から、同じく川崎の60歳会社員の男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-3についてですが、安井の61歳の男性から、押入の58歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-4についてですが、田熊の81歳の男性から、同じく田熊の46歳会社員男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-5についてですが、下横野の81歳の男性から、林田の67歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は1-2を除いて以上です。

日笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

事務局 (勝北)

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、大吉の95歳男性から市場の63歳教員の男性への親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

4-2についてですが、箕面市の69歳女性から京都市の61歳無職の男性への所有権移転です。譲受人は、奥津川の実家に拠点を置き、地元営農組合の一端を担い、今回の申請農地を含め、当人が長年耕作を続けています。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

日笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて久米。

事務局 (久米)

続きまして、久米地区の説明をいたします。

			5-1は油木北の78歳無職の男性から、油木北の60歳会社員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。
			5-2は沼の67歳無職の男性から、桑上の71歳会社役員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。
			5-3は兵庫県三田市の70歳無職の男性から、桑上の71歳会社役員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。
日 笠 会 長	大 山 委 員		議案第30号の説明は以上でございます。 はい、ありがとうございました。では地元委員からの説明をお願いします。 1区大山です。1-1につきまして説明します。 これは親子関係の贈与でありますので、問題ないと感じております。
日 笠 会 長	井 家 上 委 員		はい、ありがとうございました。次。 4番井家上です。1-3につきまして、河面と高野の両方にかかっておりまして、高野の推進委員さんからも、全て立派に耕作されていると連絡を受けておりますし、問題ないと思います。
日 笠 会 長	長 森 委 員		1-4につきまして、これは親子なんですが、先月に沢山の筆を申請されたんですが、その残りが2筆ほどあったということで、問題ないと思います。 はい、ありがとうございました。次は1-5。 はい、14番長森です。1-5について、下横野で、地区外の方ですけれども、特段問題ないと思っております。よろしくをお願いします。
日 笠 会 長	尾 島 委 員		はい、次は勝北。 7番尾島です。4-1について、親子間でもありますので、特段問題ありません。 4-2について、これは遠くの方ですが、元は奥津川の出身で、これまで10年以上耕作されているので、間違いないと思います。また加茂の下津川の土地についても問題ないと竹内委員さんから聞いています。以上です。
日 笠 会 長	太 田 会 長 代 理		はい、次は久米。 はい、5-1について、これは面積は小さいんですけども、受け人さんの農地がこの奥にありまして、ここを通っていかないと耕作が出来ないということで今回買われるということです。 5-2、5-3につきましては、受け人さんは広くされている方なので問題ないと思います。
日 笠 会 長	*		はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。 ありません。
日 笠 会 長	*		はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。 《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	*		はい、賛成多数ということでありがとうございます。 《 小島委員、退室 》
日 笠 会 長	事 務 局 ( 津 山 )		それでは事務局から説明をお願いします。 それでは1-2について説明をいたします。 1-2についてですが、高野本郷の88歳の男性から、高野山西の68歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。 津山地区の説明は以上です。
日 笠 会 長	高 山 委 員		それでは地元の委員から説明をお願いします。 15番高山です。5日に農地を見て回りましたが、農振農用地の一角で、除草管理をされておりますし、地元の神田推進委員にも問題ないと聞いております。
日 笠 会 長			はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。

	*	会	長	ありません。
日	笠	会	長	はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。
	*	会	長	《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数ということでありがとうございます。
	*	会	長	《 小島委員、入室 》
日	笠	会	長	それでは議案第31号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程し
事務局（勝北）				ます。事務局説明願います。
				それでは、議案第31号の説明をいたします。今回、勝北地区から1件、久米
				地区から1件の計2件の申請です。議案書のページは、4ページです。それで
				は、議案書をもとに説明します。
				4-1番上野田の畑、107㎡についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該
				当しないため、第2種と判断しています。転用目的は敷地の拡張です。転用事業
				者は、上野田にお住まいの70歳会社役員の男性です。車庫がないため、宅地に
				隣接する部分にカーポートを設置するものです。転用にあたり、境界部分につい
				ては既存擁壁により対処し、雨水排水については勾配をとり既存水路に流すな
				ど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。上野田町
				内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。敷地の拡張であり、
				転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
				勝北地区の説明は以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。
松	尾	委	員	これは家の中が狭いということで、家の前に車を止める場所が必要だというこ
				とで、問題ないと思います。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かあ
				りますか。
	*			ありません。
日	笠	会	長	はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。
	*			《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数ということでありがとうございます。
	*			《 大塚委員、退室 》
日	笠	会	長	それでは事務局説明願います。
事務局（久米）				続きまして、久米地区の説明をいたします。
				5-1番・久米川南の田、1,186㎡の件についてです。農地区分は、農用地区域
				内にある農地のため、農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目
				的は農業用施設用地で、施設の概要は、全高3.3m程度の堆肥舎1棟及び、麦わら
				及び牧草置場、全高3mと3.5mの農機具庫各1棟です。転用事業者は、津山市久
				米川南にお住まいの農業を営む72歳の男性です。昨年7月の豪雨で堆肥舎を流
				失したため、申請地にあらためて堆肥舎を設置するとともに、麦わら置場等とし
				て利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土を
				行わず、雨水排水については、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への
				悪影響を防止する計画となっています。天塚池水利組合から差し支えない旨の意
				見書の提出を受けています。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても
				問題ないものと考えます。
				議案第31号の説明は以上でございます。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。
植	本	委	員	16番植本です。事務局からの説明の通りで、問題ないと思います。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かあ
				りますか。
	*			ありません。
日	笠	会	長	はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。
	*			《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数ということでありがとうございます。
	*			《 大塚委員、入室 》
日	笠	会	長	議案第32号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事
事務局（津山）				務局説明願います。
				失礼します。
				議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。ま

た、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思ひます。

誤植箇所ですが、7ページの議案第32号農地法第5条の規定による許可申請承認についての申請番号1-9番につきまして、現況地目の記載が誤っております。中原465-1につきまして現況地目を雑種地と記載しておりますが、正しくは畑となりますので、現況地目を畑へ訂正をお願いします。

以上、お手数ではございますが、よろしくお祈ひします。

説明に先立ち、議案第32号に1件取下げがありますので、ご連絡します。6ページ1-5が取下げとなりましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。6ページ1-5が取下げとなりましたので、議案からの削除をお願いします。

改めまして、議案第32号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転8件、賃貸借権設定2件の計10件の申請です。議案書のページは、5ページから8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・野介代の田、5,470㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は加茂町青柳に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は繊維製品製造販売業です。隣接の工場において製品の製造を行っていますが、業務拡張に伴い、従業員を新規に数十名採用予定です。現在も、配送用トラックの転回スペースまで通勤車両を駐車しているなど業務に支障をきたす状況にあることから、申請地を駐車場及び法面として整備し利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南面は側溝を設置し、北面・東面は隣接地と同一の高さに整地し、雨水排水については、側溝から集水桝を通じて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。野介代水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・押入の田、1,146㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地3区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設けて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・高野本郷の田、850㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は高野山西にお住いの69歳農業の男性です。共に耕作を行っていた母が高齢となり、申請者自身も体調を崩すことが増え、農地として管理することが難しくなってきたことに加え、高齢の母では賃貸借契約等の手続きも荷が重いことから、母から申請地を譲り受け、貸露天駐車場を経営するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁があるため盛土をせず砂利敷きとし、雨水排水は、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・神戸の田、1,283㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地6区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は小田中に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、L型擁壁及び現場打設のコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、宅地区画に勾配を設けて排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見

て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・津山口の田、620㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用事業者は、津山口に主たる事務所を置く資産の総額約16億円の社会福祉法人で、主な事業は社会福祉事業です。隣接する保育施設の運営をしていますが、現在貸借して利用している運動場へ向かう道路の交通量が多く、また、運動場へは道路を横断する必要があり、園児の移動に不安を覚える状況にあることから、より安全な経路で移動できる申請地を運動場として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設置し、雨水排水については、自然浸透させ、余剰分については既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の承諾書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・津山口の畑、442㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用事業者は、一方に主たる事務所を置く一般財団法人で、主な事業は医療事業です。経営する病院の利用者及び従業員の増加により、駐車場が不足していることから、既存駐車場の隣接地である申請地に駐車場を拡張するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、新設する擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、表面を舗装して傾斜を設け、新設する側溝から既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の承諾書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・大谷の畑、362㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は鏡野町にお住いの51歳建設業の男性です。現在、事業のため利用している土地が手狭になったことに伴い、倉庫が建っている隣接地と合わせて購入し、露天資材置場として利用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存のコンクリート土留めがあり、雨水排水については、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・中原の畑、260㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高9.2m程度の居宅1棟で、建蔽率は29%です。転用事業者は中原にお住いの51歳会社員の男性と27歳会社員の女性のご夫婦です。申請地の近くに長年居住しており、住み慣れた地域に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、碎石舗装を行い、雨水排水については、道路側溝に放流し、生活雑排水は合併浄化槽で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・国分寺の田、1,326㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.7mから8.1m程度の建売住宅6棟で、建蔽率は27%です。転用事業者は川崎に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存コンクリートブロック及び新設コンクリートブロックにより対処し、雨水排水については、既存の水路に接続し、生活雑排水は合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-1-1番・東一宮の田、1,831㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地6区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は北園町に本店を置く資本金の額1,200万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁及びコンクリートブロック積みを設け、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第32号の説明は以上です。

- 日笠会長 はい、ありがとうございます。それでは1-1から、地元の委員から説明をお願いします。
- 大山委員 はい、1区大山です。1-1、野介代であります。地元町内会、また水利組合の同意があると聞いておりますし、問題ないと思っております。
- 日笠会長 はい、次。
- 小島委員 8番小島です。1-2、1-3について、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 日笠会長 はい、次は1-4ですが、7日に推進委員と協議しまして、問題ないと思っております。
- 1-6については、津山口の財団法人の運動場ということで、問題ないと思います。
- 次の1-7ですが、似た内容で、問題ありません。
- 1-8についても、宅地の続きの場所ということで、問題ないと思います。
- 次、1-9をお願いします。
- 井家上委員 4番井家上です。1-9ですが、両隣が宅地ということで、問題ないと思います。
- 1-10ですが、これも国分寺で、周囲全部が住宅になっておりまして、問題ないと思います。以上です。
- 日笠会長 はい、次。
- 長森委員 14番長森です。1-11についてご説明いたします。これは先ほどの事務局の説明の通り、都市計画区域内でございますので、問題ないと思います。
- 日笠会長 では議案第32号に対して、皆さん何かありますか。
- \* ありません。
- 日笠会長 はい、それでは許可でよろしい方は挙手をお願いします。
- \* < 多数、挙手 >
- 日笠会長 はい、賛成多数ということでありがとうございます。
- それでは議案第33号、非農地証明願承認について上程します。地元の委員さんから説明をお願いします。
- 高山委員 15番高山です。1-1について、この方は婿さんで、亡くなられた義理の父親のほうの家が農地のままであったということで、仕方ないと思います。
- 1-2について、これも亡くなられておりますが、父親が通路を拡幅されたということで、2筆になっておりますけれども、やむを得ないと思っております。
- 日笠会長 はい、次は1-3、これは昭和23年頃に家を建てたということで、もう仕方ないと思います。
- 1-4、これはもう津山には居ない人で、畔が農地のままであったということで、
- 次、1-5。
- 井家上委員 4番井家上です。1-5について、亡くなられたお父さんが、昭和の時代に農業用倉庫を建てていたということです。
- 1-6、平成15年頃に離れとそれに続く通路を、手続きを取らずにつくってしまったということです。仕方ないと思います。
- 日笠会長 はい、次、1-7。
- 長森委員 14番長森です。1-7についてですが、これもかなり前からこうなっていたということで、高畑推進委員からも問題ない聞いております。
- 日笠会長 はい、次。



尾 島 委 員	7 番尾島です。昭和 4 8 年頃に長屋を建てられたそうで、仕方ないと思いま す。
日 笠 会 長	はい、次。
松 尾 委 員	1 0 番松尾です。昭和 4 5 年頃に親父さんが建てた家ということで、問題ない と思います。
日 笠 会 長	はい、それでは議案第 3 3 号について筆頭者からの説明がありました。許可 と思う方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。 議案第 3 4 号耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否 かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
大 山 委 員	1-1 について、何年も前から耕作していないということで、仕方ないと思 います。
日 笠 会 長	はい、次ですが、1-2、1 つだけ残った農地が山林化したということです。 次。
長 森 委 員	1 4 番長森です。1-3、1-4 について、お手元に写真がありますが、これ は圃場整備をされている農地でありまして、1 2 日に会長、会長代理、事務局、 中井推進委員と私で見に行きましたが、もう山林化しております。これはいよいよ 谷の奥でして、もう山と一体化しております。やむを得ないと思いますので、 よろしくをお願いします。町内会、水利組合とも話をしております。 1-5、これは先ほどの農地よりは手前にありますが、もう手を付けずに山林 化しているということです。中井推進委員とも確認しました。仕方ないと思 います。
日 笠 会 長	はい、次。
山 下 委 員	1 1 番山下です。2-1 から 2-8 について、先月 1 2 日に会長、会長代理と 事務局、平山推進委員と私で現地を見に行きました。写真を見て頂くとわかりま すが、山林化しております。一部は法面が大きく、他の農地とは分断されてい るという判断をしました。以上です。
日 笠 会 長	はい、次。
太 田 会 長 代 理	2 番太田です。5-1 について私の耕作している所の上の田ですが、トラクタ ーも入らないような場所で、耕作ができないので荒れてしまったようです。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第 3 4 号に対して筆頭者の方から説明 がありましたが、皆さん何かありますか。
	ありません。
日 笠 会 長	では、よろしいと思う方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。 議案第 3 5 号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説 明して下さい。
事 務 局	議案第 3 5 号農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。 議案書のページは、1 6 ページから 1 9 ページです。1 6 ページに集計表を載 せております。今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが加茂地区 2 件、勝 北地区 1 件、久米地区 1 1 件、の計 1 4 件です。以上、農用地利用集積計画の内 容は、経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられま す。 議案第 3 5 号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いた だけますか。
	はい。
日 笠 会 長	では、賛成の方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。 報告第 9 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、事務 局説明願います。
事 務 局	報告第 9 号について説明します。議案書のページは 2 0 ページから 2 2 ページ です。

日 笠 会 長	<p>今回は、相続によるものが5件28筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。</p> <p>その他詳細は議案書のとおりです。報告第9号の説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。</p> <p>報告第10号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、23ページです。今回は、1件のみです。</p> <p>1-1につきまして、種の畑、402㎡のうち128㎡に農業用倉庫、露天農業用資材置場を整備するというものです。</p> <p>報告第10号の説明は以上です。</p>
日 笠 会 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。</p>
日 笠 会 長 * 事 務 局	<p>ありません。</p> <p>それでは事務局からお願いします。</p> <p>事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の9月の定例委員会ですが、定例委員会の前に推進委員さんにも参加いただき、人・農地プランの実質化に向けての農業委員会の関わりなどについての研修会を行います。9月10日火曜日午後2時より、市役所東庁舎1階E101会議室において推進委員さんにも参加いただいて研修会を行いますので、定例会は研修会が終わり次第、少し休憩をはさみまして開催いたしますのでよろしくお願い致します。運営委員会は、通常通り午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。</p>
日 笠 会 長	<p>事務局からの連絡は、以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。</p>
太 田 会 長 代 理	<p>失礼します。本日は慎重審議ありがとうございました。これで8月の定例会を終了します。お疲れさまでした。</p>
*	<p>お疲れ様でした。</p>

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

---

署名委員 ①

---